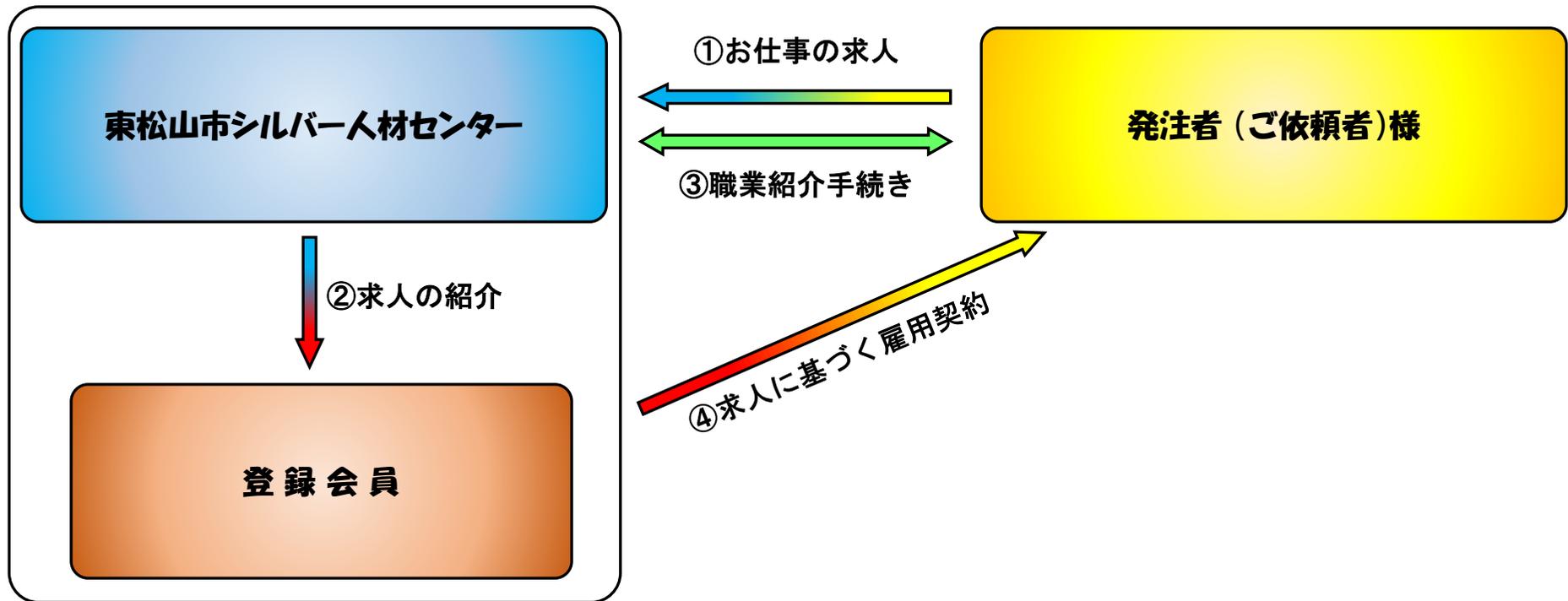


職業紹介の略図



【留意点】

- (1) 請負や派遣契約になじまない仕事は、職業紹介事業（直接雇っていただく）で対応しています。
- (2) 料金は発注者様が定める料金となるため、事前に情報提供が必要となります。
- (3) 有料力業紹介事業となるため、紹介手数料が発生します。
※ 1か月の給与額の11%を最大で6か月間、お納めいただきます。
- (4) 直接雇用された会員は、センターを退会しなくても良いですが、会員の立場から発注者様の従業員となるため、発注者様が、他の就業（センターでの就業）を認めていない場合は、当該会員へのセンターからの仕事の紹介はありません。